

平成30年度 目的税（入湯税・都市計画税）の使途状況について

1. 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに、観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場（温泉施設）を利用される方に課税します。

平成30年度予算における入湯税は、以下のとおり充当しています。

入湯税収入額（千円）		1,204
充当先事業	事業費（千円）	充当額（千円）
観光振興事業	28,264	1,204

2. 都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

平成30年度当初予算における都市計画税は、以下のとおり都市計画事業、土地区画整理事業及び都市計画事業等のために借り入れた地方債の償還の財源として充当しています。

都市計画事業費等の内訳

都市計画事業費等の区分	事業費（千円）	構成比
都市計画事業	403,540	23.3%
街路事業	0	0.0%
公園事業	31,882	1.8%
下水道事業	370,690	21.4%
その他事業	968	0.1%
土地区画整理事業	107,523	6.2%
地方債償還額	1,223,769	70.5%
合 計	1,734,832	100%

都市計画事業費等の財源内訳

財源の区分	金額（千円）	構成比
都市計画税収入額	357,814	20.6%
一般財源等	913,271	52.6%
国・県支出金	59,246	3.4%
市 債	339,000	19.5%
負担金その他	65,501	3.8%
合 計	1,734,832	100%